

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 29 年 8 月 10 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 12名
欠席 0名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
係長 湯越 恵子
仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成29年8月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。本日の議事録署名委員は6番内藤憲士委員と、7番柏木伸夫委員にお願いします。会議書記は事務局職員湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。2件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から2を、議案書をもとに朗読」全2件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

10番委員発言 通り番1と通り番2についてはどちらも千束の案件ですので続けてご説明いたします。

通り番1について、譲渡人の■■■■氏所有の田は自己管理ができないということで、周りを耕作している譲受人の■■■■氏に無償で贈与するものです。場所は、東吉木公民館から北向きに行った農地の中ほどにあります。

通り番2についてですが、この後の農地法5条の許可のときにも審査されますが、譲受人の■■■■氏が譲渡人の■■■■氏名義の畑を購入してグループホームを建てるとのことで、その一部分が農地であり、そこをグループホーム入居者の社会支援の一環として作業療法的なことをするとのこと。場所は、天地山グラウンドの通りから恵光園向きに100メートルほど入ったところの右手になります。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1及び通り番2について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から2について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
申請人の■■■■氏が自分の田を転用し共同住宅として建築するとの事です。場所は国道10号線のガソリンスタンドとの交差点から県道中畑八屋線を60メートル南に進んだ所です。大東建託株式会社にお願ひし2棟14部屋を建築予定です。雨水は側溝の水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を使用します。水利関係承諾書も添付されており、特に問題もないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1及び2について続けて説明いたします。
通り番1について、譲渡人の■■■■氏と譲受人の■■■■氏は

親子関係です。●氏は豊前市定住促進住宅に在住であり、今回贈与で農地を転用しその場所に家を新築するとの事です。場所はあごら共同作業所の裏の田です。関係書類も問題ありません。

続いて通り番2についてですが、場所は豊前市中村の集落の中にある畑ですが、譲渡人の●氏が農地の管理が出来ないという事で、隣で譲渡人の●氏が購入し家庭菜園として利用するとの事です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番1及び2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

10番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。

先ほど議案第1号でも説明致しましたが、譲受人●氏が譲受人●氏の畑を購入するものです。グループホーム事業の拡張で用地が不足するために今回転用するに至ったものです。上水は井戸水を使用し、生活排水は合併浄化槽で処理し排水路へ流すとの事です。水利承諾書も添付されているので特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

9番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人●氏と譲受人●氏は親子関係であります。●氏は現在中津市に居住しているため畑を転用し自己住宅を新築するとの事です。場所は県道犀川豊前線沿いの戸成建設の右の奥です。汚水は合併浄化槽で処理しますので特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

2番委員発言 許可申請の通り番5について説明いたします。場所は合岩中学校沿いの道を山手に上った左側です。譲渡人●氏

の所有の農地を譲受人 [redacted] 氏が購入し運送業用トラックの駐車場として利用するものです。 [redacted] はトラック所有台数8台、その他社用車が数台あり、上毛町では手狭になったため、トラック5~6台を転用地に持ってきたいとの事です。上毛町から豊前市への用地の購入理由を尋ねると、この場所は以前トラックヤードで [redacted] が使用していた場所であり会社から15分程度で移動でき、広くて道に隣接している為便利であるとの事。太陽光発電設置会社も購入の話が出ましたが最終的には [redacted] が購入に至りました。転売はしないとの事で確認しています。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって8月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 29 年 8 月 17 日

議長 松本克己 

6番委員 内藤憲士 

7番委員 粕木伸次 

